

滝発電所の電力供給契約

プロポーザル審査要領

令和 8 年度
岩手県企業局

この「プロポーザル審査要領」（以下「審査要領」という。）は、岩手県企業局（以下「企業局」という。）が実施する「滝発電所の電力供給契約」（以下「本契約」という。）に係る契約候補者を選定するために行うプロポーザルの審査について、必要な事項を定めるものである。

1 審査機関

- （１）本契約に係る契約候補者を選定するために行うプロポーザルの審査は、岩手県企業局電力供給契約候補者選定審査委員会（以下「審査委員会」という。）において実施するものとする。
- （２）審査委員会は、プロポーザル参加者（以下「参加者」という。）から提出された技術提案書等について、審査要領に基づき、審査を行うものとする。

2 審査委員会（プレゼンテーションを含む）の開催期日及び場所

- （１）審査委員会（プレゼンテーションを含む）の開催期日 令和８年11月10日（火）予定
 - （２）開催場所 盛岡合同庁舎内 岩手県企業局大会議室 予定
- ※ プレゼンテーションの開始時間及び開催場所については、別途通知する。
 - ※ プレゼンテーションの時間は、１者（共同提案グループにあっては、１グループ。以下同じ。）当たり50分程度（説明20分/質疑応答30分）とする。
 - ※ 価格で失格となった場合、審査の対象外とする。

3 審査方法

- （１）審査は、参加者から提出された技術提案書等及び参加者による審査委員会の場でのプレゼンテーションに基づいて行う。
- （２）審査委員会の委員は、技術提案書等及びプレゼンテーションに基づき、個別の審査項目ごとに評点を行う。共同提案グループにあっては、審査項目(3)及び(4)の各小項目についてはグループ構成員各々について評価し、その平均値（小数点以下第１位を四捨五入し、整数とする）をグループの得点とする。
- （３）（２）の評点の総得点により、順位を付して企業局へ報告するものとする。なお、総得点が同点の場合は、より高い点数を付けた委員数が多い者を上位者とし、審査委員会において合議の上、順位を決定するものとする。
- （４）参加者が１者のみであった場合でも、審査委員会において技術提案書等に基づく審査を実施し、本契約の候補者にふさわしいか否かを評価し、その旨を企業局に報告するものとする。

4 審査項目等

審査項目、審査の観点及び配点は、別紙のとおり。

【別紙】

1 審査基準及び配点

審査項目 (大項目、小項目)	審査の観点	配点
(1) 価格		30
① 契約単価	・ 1 k W h 当たりの契約単価（税抜） ※最低単価を設定し、下回った場合は失格とする。	30
(2) 地域貢献		30
② 県の施策推進に 寄与する取組の提 案	・ いわて県民計画など県の施策推進に寄与する取組であるか ・ 企業局施設の C O ₂ フリー化など企業局にとってメリットのある提案であるか ・ 提案内容及び効果が具体的であるか	10
	・ 県内事業者や県民にとってメリットのある提案であるか ・ 県内事業者や県民のニーズに合った取組となっているか	10
③ 企業局の P R（広 報の提案）	・ 企業局から購入した電力を活用する旨の広報を実施するか ・ 企業局のイメージアップや理解促進につながる提案内容となっているか。	10
(3) 経営の確実性		30
④ 経営状況	・ 企業局で購入した電力を十分賄うことができる県内需要への供給計画があるか、または小売販売実績は十分にあるか ・ 経営状況は健全か	10
⑤ 資金力	・ 当座資産は十分にあるか ・ 契約期間内に資金不足を起こすおそれはないか ・ 支払能力は十分にあるか	5
⑥ 経営計画の策定	・ 経営計画があるか ・ 経営計画は、中長期的な視点に立っているか ・ 経営計画は、経営状況や資金力に見合う内容となっているか ・ 事業継続計画（BCP）を定めているか	5
⑦ 電源調達能力	・ 自社電源を所有しているか ・ 自社電源は調整能力のある電源であるか ・ ベースロードとなる電源を確保しているか ・ 需要の変化に対応できる電源を確保しているか	5
⑧ インバランス	・ 発電バランシンググループを活用しているか ・ 小売バランシンググループを活用しているか ・ インバランスが発生し難い経営を行っているか ・ 余剰又は不足に偏ったインバランスが発生していないか	5
(4) その他		10
⑨ 企業の社会的責 任に関する取組	・ 岩手県や県内市町村等へ貢献する取組の実績があるか ・ 地域のニーズに合った取組となっているか ・ 県民等から評価を得ている取組であるか ・ 今後、取組を実施する予定があるか	5
⑩ 脱炭素社会の実 現に資する取組	・ 2050年温室効果ガス排出量の実質ゼロに資する取組の実績があるか ・ 今後、取組を実施する予定があるか	5
合 計		100

2 評価点

(1) 「①契約単価」の評価点

岩手県企業局が設定する最低単価、予定単価及び最高単価を用いて、次のとおり評価する。

なお、最低単価及び最高単価は非公表とし、予定単価は、本プロポーザルへの参加資格が認められた者にのみ開示する。

ア (最低単価) > (契約単価) の場合

失格とする。

イ (最低単価) ≤ (契約単価) < (予定単価) の場合

評価点 = $10 \times (\text{契約単価} - \text{最低単価}) \div (\text{予定単価} - \text{最低単価})$

※ 評価点は、小数点以下第1位を切上げし、整数とする。

※ 最低評価点は1点とする。

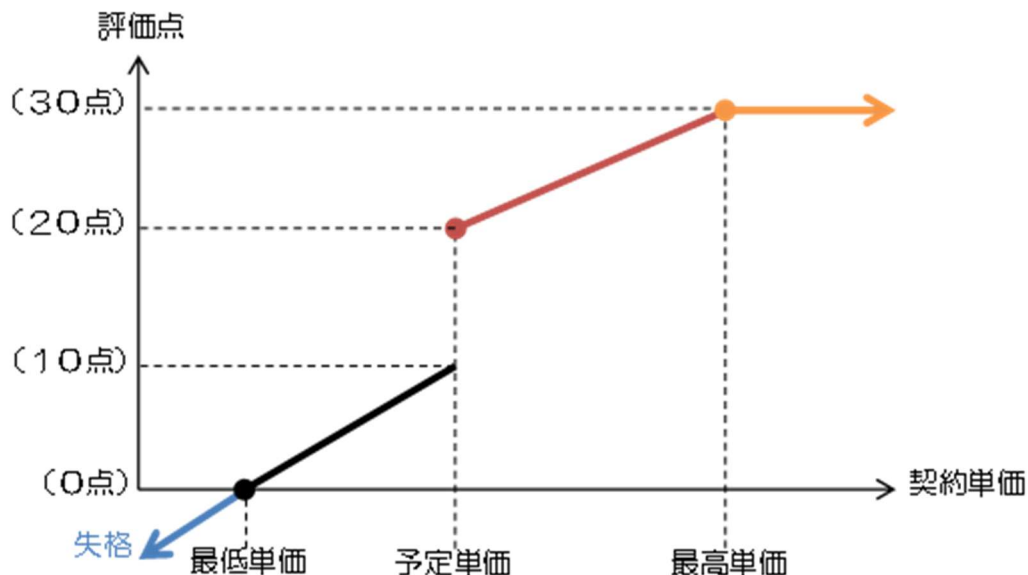
ウ (予定単価) ≤ (契約単価) < (最高単価) の場合

評価点 = $20 + 10 \times (\text{契約単価} - \text{予定単価}) \div (\text{A} - \text{予定単価})$

※ 評価点は、小数点以下第1位を切上げし、整数とする。

エ (最高単価) ≤ (契約単価) の場合

30点とする。



(2) (1) 以外の評価点の目安

評価	特に優れた 提案・実績	十分な 提案・実績	不十分な 提案・実績	提案・実績 なし (説明なし)
配点が 5 点の小項目	5 点	4 ～ 3 点	2 ～ 1 点	0 点
配点が 10 点の小項目	10 ～ 9 点	8 ～ 5 点	4 ～ 1 点	0 点

(3) 失格基準

合計点が 40 点未満で、かつ 0 点の小項目がある場合、失格とする。